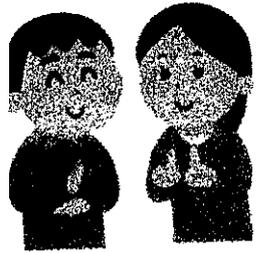


知ってる？ 手話言語条例

～手話がもっと使いやすい社会をめざして～



手話は「耳で聞く言葉」ではなく、

「目で見ることば」です。

近年、多くの自治体で「手話言語条例」が
制定され手話が大切な言語として
認められています。

でも、「条例ってなに？」
「私たちに関係あるの？」
という声も少なくありません。

この勉強会では、手話言語条例の内容や、
私たちの活動にどう生かせるかをわかりやすく
ご紹介します。

日時：9月28日(日) 9:30～12:00

会場：市民活動センター ここねっと

対象：手話サークル会員、手話に興味のある方、どなたでも

参加費：無料

プログラム

1. 手話言語条例ってなに？
2. 全国・地域の事例紹介
3. 佐野市も手話を広げよう
4. 質問・意見交換



I LOVE YOU

申込・問合せ
佐野市手話言語条例実行委員会
電話：090-7184-0122 (井沢)
メール：
toshiyuki19521010@icloud.com